

## 岩内町都市公園条例の一部を改正する条例（原案の概要）

国が全国一律で定めていた都市公園の設置基準、配置及び規模の基準、公園のバリアフリー化に関する構造基準等について地方公共団体が独自で定めることとなったため、「岩内町都市公園条例」の一部を改正し、岩内町の基準を定めます。

### 1 条例改正の必要性、目的

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」の公布により、都市公園法の一部（第3条第1項、第4条第1項）改正及び「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」の一部（第13条第1項）改正がされたため、これまで同法などで国が全国一律に定めていた都市公園及び公園施設の設置基準や公園のバリアフリー化に関する構造基準等を地方公共団体がそれぞれの判断に基づき条例で定めることになったことから、本町においても、条例を改正することとしました。

### 2 本町の基準の考え方

#### （1）都市公園の設置基準（都市公園法第3条第1項）

##### ①住民1人当たりの都市公園の敷地面積の標準（都市公園法施行令第1条の2）

豊かな都市環境を確保していくため、地域の実情に応じて定量的に都市公園がどの程度確保されれば満足すべき生活環境となるかを明らかにする必要があることから、市町村の区域内及び市街地の住民1人当たりの都市公園の敷地面積の標準が、参酌基準として国により定められています。

本町においては、「国の基準」を参照した結果、以下のように基準を設定したいと考えています。

##### ・住民1人当たりの都市公園の敷地面積の標準

区 域	1人当たりの都市公園面積の標準	
	国 の 基 準	岩内町の基準（案）
岩内町の区域内 (都市計画区域内)	10 m <sup>2</sup> 以上	国 の 基 準 と 同 様
岩内町の市街地 (用途地域内)	5 m <sup>2</sup> 以 上	国 の 基 準 と 同 様

## ②都市公園の配置及び規模の基準（都市公園法施行令第2条）

都市公園には街区公園・近隣公園・総合公園・運動公園など様々な規模・種類のものがありますが、設置する目的に応じた都市公園の種別ごとに配置及び規模が参酌基準として定められています。

本町においては、国の基準を参照した結果、以下のように基準を設定したいと考えています。

### ・都市公園の配置及び規模の基準

公 園 種 別	国 の 基 準		岩内町の基準（案）	
	配 置	規 模	配 置	規 模
街 区 公 園	街区内外に居住する者が容易に利用することができるよう配置	0. 25 h a を標準		
近 隣 公 園	近隣に居住する者が容易に利用することができるよう配置	2 h a を標準		
地 区 公 園	徒歩圏域内外に居住する者が容易に利用することができるよう配置	4 h a を標準	国の基準と同様	国の基準と同様
総 合 公 園	広域に居住する者が容易に利用することができるよう配置	設置目的に応じて都市公園の機能を十分発揮することができる面積		
運 動 公 園				
緩 衝 緑 地 等	設置目的に応じて都市公園としての機能を十分発揮することができるよう配置	設置目的に応じて都市公園の機能を十分発揮することができる面積		

## (2) 都市公園施設の設置基準（都市公園法第4条第1項及び施行令第6条）

一の都市公園に公園施設として設けられる建築物の建築面積の総計の当該都市公園の敷地面積に対する割合

都市公園は、ヒートアイランド現象の緩和や災害時における避難地等としての機能を目的とする施設であることから、都市公園内の建築物を必要最小限にし、オープンスペースを確保する必要があります。

このことから、建築面積の都市公園面積に対する割合が、参酌基準として定められています。

本町においては、「国の基準」を参酌した結果、以下のように基準を設定したいと考えています。

### ・都市公園に公園施設として設けられる建築物及び特例が認められる建築物の建築面積の基準

公 園 施 設 の 種 别	国 の 基 準	岩内町の基準（案）
建 築 物	2%	国の基準と同様
特例	休養施設、運動施設、備蓄倉庫等	10%
	国 宝 、 重 要 文 化 財 等	20%
	屋根付き広場、屋根付き野外劇場	10%
	仮 設 公 園 施 設	2%

### (3) 特定公園施設のバリアフリー化に関する構造基準等（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第13条第1項）

本町の都市公園において、バリアフリー化を行う場合の特定公園施設の設置に関する基準（新設、増設又は改築において適用）は、「国の基準」及び「北海道福祉のまちづくり条例」の整備基準を参照した結果、より充実した内容である「北海道福祉のまちづくり条例」に準拠することを基本とし、同条例にないものについては「国の基準」によることとし、以下のように基準を設定したいと考えています。

#### ・特定公園施設の設置に関する基準

特定公園施設	国 の 基 準	岩内町の基準（案）
① 園路 及び 広場	出入口	・幅120cm以上・段差なし等
	通路	・幅180cm以上・縦断勾配5%以下等
	階段	・両側に手すり等
	傾斜路	・幅120cm以上・縦断勾配8%以下等
② 屋根付広場	・出入口の幅120cm以上（やむを得ない場合80cm以上とすることができる。）	・出入口の幅180cm以上（やむを得ない場合90cm以上とすることができる。）
③ 休憩所 及び ⑩管理事務所	・出入口の幅120cm以上（やむを得ない場合80cm以上とすることができる。） ・戸を設ける場合は、高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造のものであること。	・出入口の幅120cm以上（やむを得ない場合90cm以上とすることができる。） ・戸を設ける場合は、高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がない構造とすること。
④ 野外劇場 及び ⑤野外音楽堂	・出入口の幅120cm以上（やむを得ない場合80cm以上とすることができる。） ・車いす使用者用席の幅は90cm以上であり、奥行きは120cm以上であること。	・出入口の幅120cm以上（やむを得ない場合90cm以上とすることができる。） ・車いす使用者用席の幅は90cm以上であり、奥行きは140cm以上であること。
⑥ 駐車場	・車いす専用駐車施設（幅350cm等）	国の基準と同様
⑦ 便 所	・車いす使用者の円滑な利用に適した構造を有すること等（出入口の幅80cm以上）	・車いす使用者の円滑な利用に適した構造を有すること等（出入口の幅90cm以上）
⑧ 水飲場 及び ⑨ 手洗場	・不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する水飲場を設ける場合は、そのうち一以上は、高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造ものでなければならない。	国の基準と同様
⑪ 揭示板 及び ⑫ 標識	・高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造のものであること。 ・掲示板に掲示された内容が容易に識別できるものであること。	国の基準と同様

※特定公園施設とは、移動等の円滑化が特に必要な都市公園の次に掲げる公園施設。

①園路及び広場 ②屋根付広場 ③休憩所 ④野外劇場 ⑤野外音楽堂 ⑥駐車場  
⑦便所 ⑧水飲場 ⑨手洗場 ⑩管理事務所 ⑪掲示板 ⑫標識

### 3 施行期日

平成25年4月1日（予定）